

第 1 3 8 2 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 9 年 1 0 月 1 2 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 5 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫

4 欠 席 者 なし

5 傍 聴 者 1 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 8 1 回京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 1 件, 議案 3 件

イ 非公開の承認

議案 3 件については, 市長の作成する議会の議案に対する意見の申出に関する案件及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件, 人事に関する案件であるため, 京都市教育委員会会議規則に基づき, 非公開とすることについて, 全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

報告 第12期京都教師塾の開講及び京都市教員採用試験結果について

(事務局説明 佐藤 教員養成支援室長)

10月21日に開講する第12期京都教師塾の概要と卒塾生の状況について報告する。

京都教師塾は、採用試験の対策のためではなく、教員の大量退職に伴う大量採用が続くことが見込まれる中で、教員を目指す者が、学校現場の教育実践や、子どもたち一人一人を徹底的に大切にするという京都市教育の伝統・理念に触れ、大学での専門的な学びとも結び付けることで、教員としての資質と実践的指導力を磨く場として、平成18年度に政令指定都市で初めて開設した。11期を終えた現在、計4,266名が卒塾し、そのうち944名が京都市の正規教員に採用されている。一番早く採用された1期生は、採用10年目を迎えている。正規教員となっていない卒塾生も、多くの者が京都市で講師等として、また、本市に限らず全国の教育現場でも活躍している。

カリキュラムは、「京都市教育学講座」「京都市立学校実地研修」「授業実践講座」「フィールドワーク」の4つの柱で構成している。

全10回の京都市教育学講座は、若手教員や中堅教員によるパネルディスカッション、実践発表、教育委員会指導主事による校種別・職種別の専門講座や模擬授業を実施する。現場の校長や保護者の方にもお話しいただく機会を設ける。講義や実践報告の後には、30人ほどの組に分かれた上、理解を深めるために少人数グループでの討議を行う。グループ討議には、初任者指導をしている現職教員が進行役として参加し、塾生へ助言を行う。

なお、当日受講できなかった塾生は、翌週の火曜日の夜間に補講を行う。補講にも来れなかった塾生には、講座を収録したDVDを総合教育センターのカリキュラム開発支援センターに配架し、視聴できるようにしている。塾生は、現職教員と同様にカリキュラム開発支援センターを利用することができる。

次に、学校実地研修だが、10日間を基本とし、教科指導が中心となる教育実習とは異なり、様々な教育活動を行う「学校の日」を体験し、児童・生徒との関わり方、教職員間の連携、地域・保護者との連携の大切さ等を学ぶ。

年度が変わった4月、5月には授業実践講座を行う。各校種の教科・領域のエキスパートである指導主事のアドバイスの下、指導案の作成や模擬授業を行うもので、塾生一人一人が指導主事から適切な助言を得ることができる。また、児童生徒役も塾生が行い、児童生徒の立場から他の塾生の模擬授業を見て、理解を深めている。

フィールドワークは、各学校の研究発表、総合教育センター研究課の研究発表会への参加をはじめ、青少年科学センター、花背山の家、学校歴史博物館、生き方探究館等の教育機関を訪ねたり、卒塾生の教員の授業を参観したりするものである。11期では約130項目を設けた。

教育実践特別公開講座は全6回開催する。喫緊の教育課題や子どもたち一人一人を徹底

的に大切にする本市の教育実践をテーマとして、塾生以外の大学生や一般の方にも公開するとともに、現職教員も受講できることとし、30年度の採用内定者の採用前研修にも位置づけている。毎回、塾生以外にも100名近くの参加があり、非常に好評を得ている。また、講座の映像は「京都市総合教材ポータルサイト」に掲載し、教員や講師の校内研修にも活用できるようにしている。

各カリキュラム受講後はレポートの提出を求めており、その一つ一つを、当室の専門主事3名が点検して、コメントをつけて返却する。このレポート作成は、卒塾時のアンケートで、「考えをまとめる力になった」「鍛えられた」「コメントが励みになった」と、大変好評であり、教員になってからも読み返しているという声も聞いている。

また、「学びの広場」という機関誌を毎回の講座毎に発行しており、塾生のレポート等も紹介している。

他には、文科省の委託を受け、冊子「京都教師塾での学び―第10期京都教師塾から―」を作成した。本塾の概要や、10期の講座内容をまとめたもので、非常に参考になる冊子である。大学や都道府県・指定都市教育委員会等に発送するとともに、冊子のデータをホームページに掲載し、一般公開している。

次に、12期の入塾者の状況だが、募集定員300名に対して応募者は259名である。10期までは330名程度が入塾していたが、11期は入塾者が270名と、はじめて定員を下回った。10期から11期への減少幅ほどではないが、12期はさらに減少している。男女別では男性が11名減少し、また希望校種等では、小学校希望者が18名、養護教諭希望者が12名減少している。一方、中学校希望者は14名増加しており、特に社会科を希望する女性が増えている。減少の理由について、いくつかの大学の担当者に確認したところ、民間就職希望に流れている傾向があるということである。教職インターンシップの希望者が減っている大学もある。塾生数は減少しているが、その分、一人一人にきめ細かに対応し、また内容によって2つの組を1つに合同したりする等、受講規模を柔軟に調整する等して、適切な指導を行っていきたい。

次に、卒塾生の平成30年度採用試験の結果について報告する。1期から11期までの卒塾生計87名が合格した。全体の内定者287名のうち卒塾生が30.6%を占め、受験者に対する合格者の率は全体では15.8%だが、卒塾生のみで見ると22.5%と大きく上回っている。卒塾生合格者87名のうち、直近の11期卒業生は43名である。受験率も、前年度の50%から56%に上昇している。

次に、11期生の卒塾時に実施したアンケートの概要を報告する。卒塾生のうち80%に当たる200名が回答した。9割以上が「教師になりたい気持ちを高め、大学等で学んだ理論・専門的知識の大切さを感じ、塾との両立の大切さを感じるようになった」と回答した。「学校現場や子どもたちの現状及び教育を取り巻く諸課題に対する認識が深まった」と回答した者も9割を超えている。また「教師塾の学びは学校現場や教員採用試験に活用できる、教師塾は全体的に満足 of いくものだった」と回答した者も9割を超えている。このような意見も参考に、今後、引き続き、優れた教員の養成に取り組んでいく。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】応募者数が減少したということだが、募集はどのように行ったのか。募集パンフレットは教員採用試験の対象となる方に行き届いているのか。

【事務局】募集パンフレットは、十分な部数を大学等に送付しているが、開講期間が10月から翌年6月までであるため、各大学では主に3回生に周知いただいております。応募者も3回生が主体となっている。4回生以降にもパンフレットを配布するかどうかは、各大学の判断による。

11大学に出向いて説明会を実施したが、各大学とも講義等で忙しい中、積極的に時間を確保いただいている。ただし、学内での説明会についての周知も各大学の判断の下で行われており、対象者は大学の事情により異なる。

【奥野委員】1回生に対する周知はできないのか。

【事務局】大学と協議のうえ検討していきたい。なお、12期の応募者のうち6%は2回生であり、2回生段階で入塾する学生は意識が高い者が多いが、グループ協議でついていけない場面もみられる。

【奥野委員】受験率が50%から56%に上昇したが、本市受験者以外の状況は。

【事務局】入塾後に進路を変更して途中で退塾する者もいるが、それ以外は基本的には教師を目指している。教師塾を設ける他自治体では、当該地の教員採用試験受験を入塾要件としているが、多様な人材が集まって幅広い学びができるよう、本市ではそのような要件を設けておらず、他自治体を受験する者も多くいる。

【奥野委員】教員となった卒塾生間のつながりはどうか。

【事務局】教員となった卒塾生の状況を把握するため、新卒で他府県出身者を中心に、昨年度30名、今年度15名を訪問し面談を行った。いずれも夏に訪問したが、1学期を終え、とにかく多忙な業務に大きな負担を感じつつ、各校でのフォローを受けながら、励んでいる様子がうかがえた。塾生同士でつながりを持っているという者もいた。初任者研修をはじめとする各種研修や、中学校校での教科ごとの関わり等でもつながりを深める機会がある。

【奥野委員】卒塾生同士のつながりを深めるためには、卒塾後も教育委員会が積極的にアプローチすることも大切だと感じる。

【鈴木委員】教師塾では、きめ細かな指導を行っていると感じる。講師等、現場の教師もかなり協力している。教員養成にかかわる大学の職員も、塾の指導内容を知ると、より学生の指導に幅が広がることと思う。

【事務局】大学職員で、教育実践特別公開講座を受講いただいている方もいる。

【在田教育長】応募者が減ったが、教職の素晴らしさを強く発信する必要がある。多様な方が入塾し、切磋琢磨することで、幅広い力を付けることができる。

【高乗委員】京都教師塾は、教員採用試験の対策ではなく、教師に求められる本質的な力を付けることを目的としている。応募者が多いに越したことはないが、入塾

者の質も一定確保されるべきかと思う。各大学で伸びしろのある学生に積極的に入塾して欲しい。

【事務局】今年度、教員採用試験に合格したうえで、12期に入塾する人もいる。より意欲の高い人に入塾してもらえるよう、働きかける。

エ 非公開の宣言

教育長から、以下の議案3件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議決事項

議第20号 京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 関 学校指導課担当課長)

新学習指導要領への移行に向け、平成30年度から京都市立小中学校において新しい3学期制を実施するための管理運営規則の改正について議案としてお諮りさせていただく。

まず、別紙の管理運営規則の新旧対照表で説明させていただく。この度の一部改正は、主に第2条第2項から第5項について、必要な規定を定めつつ、文言や項の順序等について整理している。

第2条第2項は、学期の区分について、2学期から3学期に改めるとともに、幼稚園は従来から3学期に区分していたため、現行の規定「幼稚園を除く」等の文言を削除・整理するものである。

第2条第3項は、現行の第5項で定めていた幼稚園の学期の期間を第3項として改めるものである。これは、第4項及び第5項が小中学校にかかる規定であり、幼稚園から小中学校という順序を整理するものである。

第2条第4項は、学期の期間は校長が定めること、事前に教育委員会に届け出なければならない旨を規定するものである。本規定は現行と趣旨は変わらないが、この度の改正により、「学期を区分しない」学校がなくなるため、かかる文言を削除している。

第2条第5項は、「学期を第2項に規定する学期（3学期）以外の学期に区分」することができる旨を規定するものである。これまでから、学校運営上特に必要があるときは、教育委員会と事前協議のうえ、「学期を区分しないことができる」としていたものを、今回、「3学期以外の学期に区分することができる」よう改めているものである。これは、中高一貫校において、2期制を採用する高等学校とのつながりを考え2期制を継続することや、不登校支援に係る特別の教育課程を編成する学校において、前期後期の生徒募集等の実態に応じて、学期を3学期とは異なる区分とすることができるよう特例規定を設けるものである。

附則として「施行期日」を定めており、一部改正後の管理運営規則は平成30年4月1日からの施行としている。また、「準備行為」を定めており、新年度に向けて今年度中に各校から必要な届出を教育委員会に提出することができるようにしている。

以上が、管理運営規則の一部を改正する議案の内容である。

続いて、新しい3学期制を含む、平成30年度以降の教育課程の工夫・改善に向けてのこの間の検討状況を説明させていただく。

まず、議案説明資料「1 検討の主な経過」であるが、平成28年度は、小中校長会及び教育委員会関係課で構成する「学校運営のあり方検討プロジェクト」を6月に設置した後、年度内に4回の会議を開催し、2月に議論をとりまとめた。その「まとめ」を踏まえ、3月16日付けで、学期の区分や長期休業、学習評価の基本的な考え方や方向性等を示した教育長通知を発出し、各校に周知している。平成29年度は、引き続き、同プロジェクトで検討を重ね、6月には、平成28年度に示した基本的な考え方や方向性を具体化するための「手引き」の案を固め、その後も各校長会内で詳細に検討・周知を行ってきたところである。

また、通知票については、校務支援システム「C4th」の改修作業に時間を要することから、先んじて検討を進め、6月30日付けで、標準となる通知票の様式を全小中学校に示している。

次に「2 平成30年度から実施する主な内容」について、ポイントを絞って簡潔に説明させていただく。

「学期の区分」については、原則、すべての小中学校で「3学期制」を導入し、年間授業日数は現行どおり205日以上とする。

「長期休業期間」については、平成30年度の夏季休業日および冬季休業日は、原則として、資料のとおり小中学校それぞれで統一する。

「通知票」については、3学期制の導入に伴い、すべての小中学校で提示回数を各学期末の年3回に統一し、デザインや掲載項目等も、児童生徒や保護者にできる限りわかりやすく提示するため、小中学校それぞれで標準化する。

「学習評価」については、これまでどおり、学習指導要領に定める目標に準拠した評価に基づき、学習状況を分析的に捉える「観点別の学習状況の評価」と「総括的に捉える評定」を実施する。また、学習の過程における「形成的な評価」を充実させ、より短いスパンで学習指導・評価の改善・充実を図ることを重視する。通知票に記載する評定については、学年末の到達目標を踏まえ、学期ごとの評定ではなく、4月から各学期末までの評定とし、小中学校9年間を通したサイクルを確立させることとしている。なお、学期ごとの評価や頑張りは、副票や補助資料等も活用しながら、各学期末に実施する個人面談や懇談等で提示し、児童生徒や保護者にしっかりと示していく。

総合的な学習の時間等の通知票における文章による記述式評価の記載時期について、全校での標準化を図るため、学年末のみに統一する。

小学校での所見欄、中学校での連絡欄については、小中学校それぞれで標準的な取扱い

を定めるため、小中校長会それぞれで検討のうえ、「評価・評定ガイドライン」で記載時期等を提示し、統一する予定である。

「副票・補助資料等」については、3学期制の導入に伴い、各学期末に行う個人面談や懇談等をより充実させ、懇談会等においては、通知票に加え、児童生徒の学校生活の様子や定期テストの素点等を記載する副票や補助資料を、各校裁量の中で作成するよう努めることとしている。

「長期休業前の課題提示」については、個人面談や懇談等の充実を図ることを目指すものであり、長期休業中に行う宿題や自由研究等の学習課題に加え、例えば、地域の各種団体が実施される清掃活動やスポーツ大会等、子どもたちに参加してほしい地域での活動を具体的に提示する個人面談や懇談等を、夏・冬・春の各学期末に設けることとしている。

「夏季休業中の学習活動の充実」については、これまでから各校において独自にサマースクールや補充学習会が実施されている。こうした各校の工夫は継続いただきながら、例えば、小中学校合同での取組や地域の協力をより得た取組になることを期待し、全市的な「推奨期間」を設けることとしている。

「長期休業後のフォローアップ」については、指導と評価の一体化から、長期休業中の学習活動等について、各校の工夫で成果や課題等を見取り、評価することで、児童生徒の意欲向上や次期の目標設定につなげ、また、不十分だった点は、家庭学習や補習等で学びを補うよう指導につなげることとしている。

「実施時期」については、平成30年度からとしている。

最後に、「留意事項」として、これらのことを保護者や地域の方に積極的に周知していくよう定めている。

以上の説明内容については、「手引き」として詳細にまとめ、各校に配布する。新しく、標準的な教育課程を全市で確保し、小中学校9年間を通したわかりやすいサイクルのもと、充実した教育活動を目指すこととしている。また、こうした方向性を保護者と共有することが大切であるため、分かりやすい言葉で発信するためのチラシを配布予定である。

議案及び関係事項の説明は以上である。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】管理運営規則の改正において、通年制の規定を削除するとのことであるが、現在、通年制を実施している学校に対して、新しい3学期制の導入への理解は深められているのか。

【事務局】これまでから、各校種の校長会とも議論を深めており、通年制の良さを十分生かした3学期制の取組を進めていくということで、すべての小中学校での理解を得られている。

【奥野委員】保護者の関心は学習評価の方法や通知票のあり方等である。周知チラシへの記載は難しいだろうが、学習評価の変更点について、学校や教員によって説明が異ならないよう、教育委員会からの各校・教員への周知徹底をお願いし

たい。

【事務局】周知チラシについては、3学期制の実施趣旨等を保護者に広く知っていただくもので、内容を分かりやすくしている。学習評価の変更点を含め、新学習指導要領の趣旨や内容については、平成30年1月頃に校種別・教科別に教員への説明会を実施する予定であり、年度内を目途に各校から保護者の方々に丁寧に説明されるよう促してまいりたい。

【星川委員】形成的な評価を通してより短い期間で学習指導・評価を行うことについて、これまでの評価手法との違いはなにか。学年末時点での到達目標・身に付けるべき資質・能力に対して、1年間を通して学習状況と評価を積み上げていく視点と、単元のまとまりや学期ごとの短い期間で評価するという視点が、混同してしまう可能性がある。

【事務局】形成的な評価については、単元のまとまりや学期ごとの評価のみならず、単元や各学期の途中で適宜評価を行い、その後の指導改善を図ることが主目的である。1年間を通した評価・評定は、各教科等の評価の観点に基づき、単元ごとの学習状況を分析的に捉える観点別の学習評価を積み上げ、それを総括的に捉える評定を示すものである。なお、形成的な評価にあたっては、日々の記録やポートフォリオ等、児童生徒自身が学習状況を把握できるようにすることが肝要であり、また、保護者にも客観的に説明できるようにする材料が大切である。評価の視点が混同するという点については、今後、保護者等への分かりやすい説明に努めてまいりたい。

【奥野委員】4月から各学期末時点での到達度が示されるわけだが、特に小学生は、学期ごとの頑張りを認めてもらいたいという思いが強いことを踏まえ、教員から子ども・保護者への評価の説明は丁寧に行う必要がある。

また、通知票の標準様式について、記述部分は学年末に1回のみということだが、1学期末・2学期末は空白となるのか。

【事務局】学期ごとの頑張りにについては、個人面談や懇談等を通じて、しっかりと子ども・保護者に伝えていく。その際、学習評価についても、趣旨が異なることなく伝えられるよう各校教員への徹底を図ってまいりたい。また、通知票の標準様式における記述部分は、1・2学期末は空白となる。学校現場の声も聞きながら、新学習指導要領の全面実施の際には、必要に応じて記載箇所自体を設けない等、引き続き検討したい。

【鈴木委員】今回の2期制から新しい3学期制への転換は教育学的にみても、非常に筋が通ったものである。教員の評価に対する意識を改善することはもちろんであるが、いかに児童生徒が、自分自身を評価できるかがポイントである。自身の学びをどのように成長につなげることができたのか、大学入試においても問うようになってきている。評価の視点の改善を踏まえた新しい3学期制であるという打出しが必要である。

【事務局】指摘を踏まえ、的確・丁寧な学校現場、保護者への周知に努めていきたい。

(議決)

教育長が、議第20号「京都市立小学校、中学校及び幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第21号 京都市立義務教育学校条例の制定等について

(事務局説明 諏佐 学校指導課長)

本市では、これまでから義務教育9年間を見通した教育活動を展開し、その中で、子どもたちの確かな学びと豊かな育ちを実現するため、平成23年度以降、全ての中学校区において、目指す子ども像を小・中学校間で共有する等、中学校区ごとの状況に応じた小中一貫教育を実施してきている。

こうした中、国において、平成27年6月に学校教育法等が改正され、一人の校長・一つの教職員組織の下で義務教育9年間の教育活動を実施する「義務教育学校」等が、平成28年4月以降、自治体の判断で設置可能となった。

義務教育学校においては、小・中学校の統合による新たな施設整備に有利な国庫補助率が適用されるとともに、教育課程の特例が、文部科学省の指定によることなく設置者の判断で実施可能になる等とされており、このような状況を踏まえ、本市においても、義務教育学校の要件を既に満たす小学校及び中学校を平成30年4月に義務教育学校へ移行するとともに、伏見区向島に平成31年4月に開校を予定している施設一体型小中一貫校を、義務教育学校として設置するため、「京都市立義務教育学校条例」を制定するとともに、当該学校をそれぞれ小学校条例・中学校条例から削除する等、8つの関係条例を改正する議案を平成29年11月市会に上程する。

今回設置する義務教育学校は、凌風小中学校、大原小中学校、花背小中学校、開晴小中学校、東山泉小中学校、宕陰小中学校の6校と、伏見区向島に小中一貫校として開校する、向島秀蓮小中学校である。なお、校名については、学校種としてのまとまりを持たせ、また、これまでの「小学校」「中学校」の名称が長年親しまれていることから、「〇〇小中学校」の形で統一している。また、従前から使用されていた凌風学園、京都大原学院、東山開晴館等の通称名については、義務教育学校設置後もこれまで同様、学校の判断で使用するを可能としている。

次に、平成31年4月に設置予定の向島秀蓮小中学校について説明させていただく。

向島南小・向島二の丸小・二の丸北小・向島中からなる向島中学校区では、児童生徒数の減少が進む中、4校PTAと地元3学区で、より良い教育環境の在り方に関して検討がなされ、平成26年7月に「平成31年度を目途に、3小学校を統合し、向島中学校と合わせた施設一体型・小中一貫教育校を創設する」ことを求める要望書が教育委員会に提出

された。この地元・PTAからの要望を尊重し、向島中学校区小中一貫校の開校に向け、二の丸北小学校の敷地に新校舎を建設することとし、本年4月に、向島二の丸小学校校舎において向島二の丸小学校と二の丸北小学校の2校を一次統合しており、平成31年4月の小中一貫校の開校に向けて、現在、旧二の丸北小学校敷地において新校舎建設工事が進められている。

校名については、平成27年7月から8月にかけて、向島中学校区小中一貫教育校創設協議会により、地域住民や児童生徒等を対象として校名案が募集され、応募された350点について、創設協議会において検討が進められ、学識者の意見も踏まえ、「秀蓮（しゅうれん）」が選定され、また、その後、各校PTAや創設協議会でさらに検討を進められ、最終的に「向島秀蓮」が地元最終案として決定され、平成29年9月20日に地元3学区から要望書の提出を受けたところである。

なお、校名案の応募には、「蓮」の名所であった巨椋池や、向島城等の地域の歴史にちなんだものが多数あり、その中で、「向島秀蓮」という校名案は「子どもたちが地域の歴史に誇りと愛着を持って、志高く学業に励み、秀でた人に成長して、未来に向かって大きく羽ばたいてほしい」という地域の願いが込められたものであり、また、語感と響きが良く、字形も美しいため、子どもたちと地域の皆様に愛着を持っていただけるとの期待の下、選定されている。

京都市立義務教育学校の制定等についての説明は以上である。審議のほど、よろしくお願いしたい。

（委員からの主な意見）

【奥野委員】義務教育学校の設置要件は、どのようなものか。

【在田教育長】1人の校長、1つの教職員組織であり、義務教育9年間の視点でカリキュラム編成を行っている等を要件とする。施設一体であることは要件ではない。

【星川委員】小学校・中学校ではなく義務教育学校となることで、例えば校長会等への参加はどうなるのか。

【事務局】6校の校長は、今、小学校・中学校両方の校長会の会合に参加している。

【在田教育長】6校の校長はこれまでも連絡会等を行っている。会合ばかり増えるのも望ましくないなので、今後、効率的な運営のあり方についても検討していきたい。

【在田教育長】大原小学校、大原中学校にある、休校中の尾見分校・百井分校の取扱いについても、これを機に地元との協議を進めていきたいと考えている。地元で「将来子どもが増えた場合には再開を」との思いがあって休校とした経過があるが、児童生徒数が増えない現状を踏まえ、地元で十分説明を尽くしたい。地元で合意が得られ、廃校となる場合も想定し、条例案において「市規則で定める日」を廃校の日としている。

(議決)

教育長が、議第21号「京都市立義務教育学校条例の制定等について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

その他、議案1件について、人事に関する案件であり、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

9月16日 京都市立堀川高等学校探究基礎研究発表会・SSH中間発表会

9月20日 向島小中一貫教育校校名要望書提出

9月23日 第38回京都市小学生アイデア展

9月24日 洛西ロータリークラブ創立35周年記念事業チャリティコンサート

10月 2日 小学生のための音楽鑑賞教室寄付受納式

10月 5日 京都市会決算特別委員会局別質疑

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時50分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長